

環境先進国

ドイツから学ぶ

16

吉田 浩巳



今回は森林の問題を中心に報告いたします。林業に関する産業振興と自然保護は相反するようですが、同じセクションで行っています。

ドイツでは、自然保護は林業から始まりました。森という存在は、木を取れる場所でもあるが、それ以外の機能も持っています。たとえば、土地利用法というのがあり、これにより土地

という制度とは少し違いますが。

ヘッセン州も森に覆われており、自然のままの原始林が残っています。また、州の40%を森が占めており、その森の約75%を公共が所有しています。

残りは民間所有地ですが、これは昔の貴族の子孫が持っている土地がほとんどで、これらの民間所有地の森にも規制が敷かれてい

り、林業をしながら自然を保護していく、持続可能な経済活動というコンセプトで取り組んでいます。

また、伐採により同じ面積を確保するために植林したところも人工的に植林したように見せないよう工夫されています。さまざまな形で環境面でのバランスを壊さないように努力しているそうです。

同時に自然保護地域のマネジメントも行っており、約20%が自然保護地区に指定されています。これを維持、管理していくためのマ

森林管理局の取り組み

林業と自然保護を両立

の用途の規制が大変厳しく規制されています。

しかしながら、土地の利用においては、そこに生息する生物が維持できる場合と転用などの利用が可能と

ます。具体的な例をあげると広大な地域にわたっての伐採は許可されないことも規制の中に入っています。

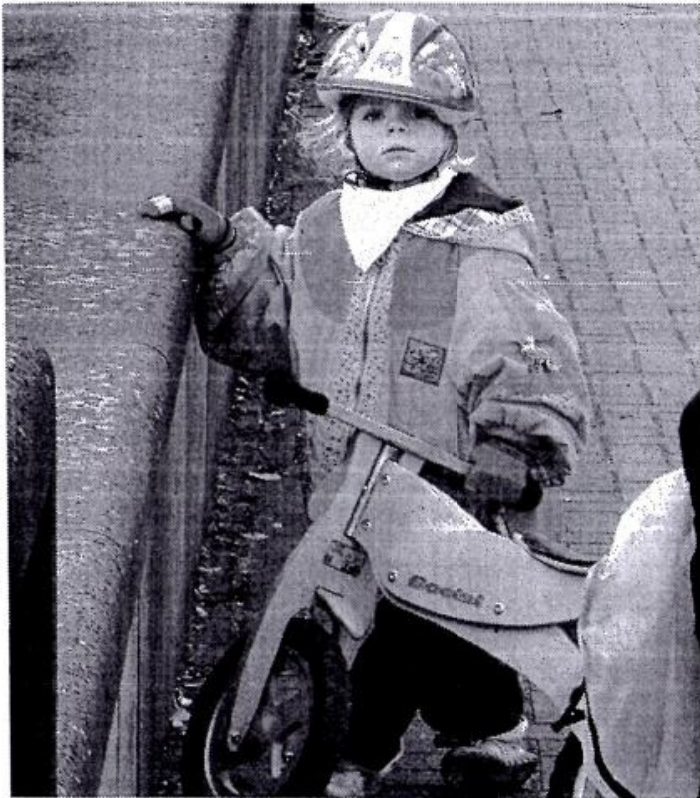
森林管理局は、自然保護の観点から森林を見守っていく重要な役割を担ってお

マネジメントも必要で維持管理のための研究開発もこの州政府の役割のひとつです。

農業は、害虫の問題もありますがが例外的に許可されるものを除き基本的に禁止されています。

ただ、歴史的にみると過去においては自主規制という仕組みを取っていたが、成果が上がらなかつたという経緯から規制に踏み切ったそうです。

(社団法人
まちづくり国際
交流センター
理事長)
毎週水曜
日 10時



ドイツ連邦国・ヘッセン州・エーレンベルグの森で撮影された写真